

郵送・代理人による猟銃等許可事務手続きについて

猟銃・空気銃に関する事務手続きのうち、下記対象事務が申請書等の郵送や代理人による方法で手続きできます。

記

1 対象事務

- ・ 技能講習の申込みと技能講習通知書の受取り
(事前に警察署へ電話して、受講日・射撃方法等を決めてください。
従来どおり警察署へ申込書を持参した場合は、当日警察署において日程調整し通知書を交付します。)
- ・ 技能講習修了証明書の受取り
(従来どおり技能講習通知書及び射撃場作成の結果報告書を直接警察署へ持参していただくと即日交付します。)
- ・ 教習資格認定証の受取り
(対応は認定証の受取りのみです。
申込みは従来どおり警察署へ出向き手続きする必要があります。)
- ・ 射撃教習用の火薬類譲受許可の申込みと許可証の受取り
(手続きは、警察から教習資格認定証の交付連絡を受けた後になります。)
- ・ 猟銃等所持許可証の受取り
(初めて許可証の交付を受ける場合のみです。)
- ・ 講習修了証明書の書換え・再交付の申込みと受取り
- ・ 教習資格認定証の書換え・再交付の申込みと受取り
- ・ 技能講習修了証明書の書換え・再交付の申込みと受取り

2 手続き方法

(1) 郵送手続き

次の書類等を警察署へ郵送する。

- ・ 申請書類（県警ホームページの「各種手続申請」に掲載しています。)
- ・ 手数料分の徳島県収入証紙
- ・ 返信用封筒
(郵送で証明書等の受け取りを希望する方のみ必要です。
あなたの住所・氏名を記載してください。
封筒には、**簡易書留に必要な郵便切手**を貼ってください。)
- ・ その他必要書類
(申請種別によって異なりますので、詳しくは警察署の生活安全係に

問い合わせてください。)

(2) 代理人による手続き

手続きごとに委任状を提出するとともに、身分確認資料（運転免許証・住民票等）を呈示して所定の手続きをする。

委任状は別記様式のとおり。（警察署にもあります。）

3 手続き先警察署

住所地を管轄する警察署

※注意：郵送の場合、宛先は必ず「〇〇警察署生活安全係」と記載してください。

4 許可証等の受け取り方法

(1) 郵送手続きをした方

警察署から簡易書留で郵送します。

(2) 代理人が手続きをした方

代理人に手渡します。

※ 本手続きを希望される方は住所地の警察署に問い合わせてください。

警察署一覧

警察署	住 所	電話番号
徳島中央警察署	〒 770-0856 徳島市中洲町一丁目 18 番地の 2	088-624-0110
徳島名西警察署	〒 770-0044 徳島市庄町三丁目 5 番地	088-632-0110
徳島板野警察署	〒 771-0204 板野郡北島町鯛浜字川久保 211 番地 1	088-698-0110
鳴門警察署	〒 772-0032 鳴門市大津町吉永 755 番地 7	088-685-0110
小松島警察署	〒 773-0010 小松島市日開野町字崎田 26 番地	0885-32-0110
阿南警察署	〒 774-0030 阿南市富岡町トノ町 1 番地 4	0884-22-0110
那賀警察署	〒 771-5203 那賀郡那賀町和食郷字南川 171 番地 3	0884-62-0110
牟岐警察署	〒 775-0006 海部郡牟岐町大字中村字山田 2 番地 1	0884-72-0110
阿波吉野川警察署	〒 779-3301 吉野川市川島町川島 550 番地 1	0883-25-6110
美馬警察署	〒 779-3601 美馬市脇町字拝原 1976 番地 1	0883-52-0110
三好警察署	〒 778-0001 三好市池田町ウエノ 3039 番地 1	0883-72-0110

別記様式

委任状

代理人 住所：

氏名：

生年月日： 年 月 日生

電話番号： — —

私は、上記代理人に対し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）に基づく

- 教習資格認定証の交付（法第9条の5第2項）
- 猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付（火薬類取締法第17条第1項等）
- 技能講習の受講の申込み（法施行規則第26条等）
- 技能講習修了証明書の交付（法第5条の5第2項）
- 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付（法第7条第1項）
- 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第22条）
- 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請（法施行規則第56条）
- 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第29条）

に係る書類の 提出 受領 } に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

委任者 住所：

氏名：

印

生年月日： 年 月 日生

電話番号： — —